

子母発 0405 第 2 号
令和 3 年 4 月 5 日

公益社団法人 日本小児科学会 会長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」及び
「母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号。産後ケア事業について定
めるもの。）に関するQ&A」に係る情報提供について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69条）により、「産後ケア事業」
が母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）上に位置付けられ、市
町村（特別区を含む。以下同じ。）は、その実施に努めなければならないこととされ
ました（法第17条の2第1項。令和3年4月1日施行。）。

また、今般、消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第116号）によ
り、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）の一部が改正され、法第17条の2第1
項に規定する産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）として行われる資産の
譲渡等について、消費税を非課税とすることとされたところです（消費税法施行令第
14条の3第7号。令和3年4月1日施行）。

これに伴い、別紙1「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取
扱いについて」（令和3年4月1日子母発0401第1号厚生労働省子ども家庭局母子保
健課長通知）のとおり、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より各都道府県知事・
保健所設置市市長・特別区区長宛に、産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及
び消費税の取扱いについて通知いたしました。

また、併せて、令和3年4月1日付で「母子保健法の一部を改正する法律（令和元
年法律第69号。産後ケア事業について定めるもの。）に関するQ&A」についても、
別紙2のとおり改定いたしました。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、
関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。